

第7期介護保険事業計画(平成30年度～32年度)が始まります

介護保険制度は、地域に暮らす高齢者を社会全体で支える仕組みとし、保険者である市においては、3年を1期とする介護保険事業計画を策定し、安定的かつ充実した介護保険事業の推進に努めています。



第7期高齢者いきいき計画(介護保険事業計画)は、平成30年度～平成32年度を計画期間とし、住まい・医療・介護・予防・生活支援を一体的に提供する地域包括ケアシステムの更なる推進や、団塊の世代が75歳以上となり、さらなる高齢化が進展することが予想されている平成37年を見据え、持続可能で充実した介護保険事業の運営に取り組むこととしています。

－平成30年度の主な制度改正－

＜平成30年4月から＞

- サービス利用料の変更
- 保険料段階等を判定する所得指標の見直し
土地・建物を譲渡した場合に生じる譲渡所得に対する税法上の特別控除を適用します。
- 共生型サービスの位置づけ

＜平成30年8月から＞

- 自己負担割合の引き上げ
一定以上の所得のある利用者の自己負担額が現在の2割から3割になります。
- 高額医療・高額介護合算制度の負担限度額の変更

平成30年度～32年度の65歳以上の方の介護保険料が決定

- 保険料基準月額が6,160円→6,158円に変更
- 第2段階の負担割合が標準額×0.75→標準額×0.7に変更
- 第7・8・9段階の合計所得金額の範囲が変更(下表のとおり)

65歳以上(第1号被保険者)の方の介護保険料は、サービスの給付や被保険者数の見込みにより、3年ごとに見直されます。

段階	要件(前年の所得と課税の状況)	負担割合	月額保険料(年額保険料)
1	○生活保護受給者 ○世帯全員が市民税非課税で、本人が老齢福祉年金受給者または合計所得金額と課税年金収入額の合計が年80万円以下の方	標準額×0.45	2,771円(33,253円)
2	世帯全員が市民税非課税で合計所得金額と課税年金収入額の合計が年80万円を超え120万円以下の方	標準額×0.7	4,310円(51,727円)
3	世帯全員が市民税非課税で合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える方	標準額×0.75	4,618円(55,422円)
4	同一世帯に市民税課税者がいる方で、本人が市民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	標準額×0.9	5,542円(66,506円)
5	同一世帯に市民税課税者がいる方で、本人が市民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える方	標準額×1.0	6,158円(73,896円)
6	本人が市民税課税で合計所得金額が120万円未満の方	標準額×1.2	7,389円(88,675円)
7	本人が市民税課税で合計所得金額が120万円以上200万円未満の方	標準額×1.3	8,005円(96,064円)
8	本人が市民税課税で合計所得金額が200万円以上300万円未満の方	標準額×1.5	9,237円(110,844円)
9	本人が市民税課税で合計所得金額が300万円以上400万円未満の方	標準額×1.7	10,468円(125,623円)
10	本人が市民税課税で合計所得金額が400万円以上500万円未満の方	標準額×1.8	11,084円(133,012円)
11	本人が市民税課税で合計所得金額が500万円以上700万円未満の方	標準額×1.9	11,700円(140,402円)
12	本人が市民税課税で合計所得金額が700万円以上1,000万円未満の方	標準額×2.0	12,316円(147,792円)
13	本人が市民税課税で合計所得金額が1,000万円以上2,000万円未満の方	標準額×2.1	12,931円(155,181円)
14	本人が市民税課税で合計所得金額が2,000万円以上の方	標準額×2.2	13,547円(162,571円)

- ・世帯は平成30年4月1日の状況で判断します。4月2日以降に羽曳野市の第1号被保険者資格を取得された方は、その取得日の世帯の状況となります。
- ・保険料月額は年額を12で割った額になります(端数処理)。
- ・平成30年度の4・6・8月の特別徴収(年金天引き)は一旦、平成29年度料率で算定となり、10・12・翌年2月の特別徴収は、7月に上記料率で年間額を算定のうえ決定します。

～65歳以上の方の介護保険料～

- 4月中頃に介護保険料納入通知書(仮算定)をお送りします。
- 特別徴収(年金天引き)の方は、通知の送付はしませんが、2月と同額を4・6・8月に特別徴収します。
- 特別徴収(年金天引き)の方で、2月と同額を徴収すると10月からの特別徴収額と大きく開きが出る場合は、6・8月の徴収額を変更のうえ、仮徴収額変更通知書を送付します。
- 平成30年度の年間保険料は7月に決定し、7月中頃に通知します。

●問合せ● 高年介護課(市役所別館1階)
☎072-958-1111 内線1370・1395・1399
FAX 072-950-2536